



---

サムスン・エレクトロニクス・シンガポール・ピーティーイー・リミテッドがワコム<6727>株式の大量保有報告書を提出



東証1部のワコム<6727>について、サムスン・エレクトロニクス・シンガポール・ピーティーイー・リミテッドが1月6日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

提出理由は「政策投資。」によるもの。

報告書によると、サムスン・エレクトロニクス・シンガポール・ピーティーイー・リミテッドのワコム株式保有比率は、5.04%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2021年1月1日。